

## 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報掲載料	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年7月15日	茨城県官報販売所 (茨城県水戸市南町2-6-37)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,667,088	-	0人	茨城県において、官報掲載に係る唯一の申込先である。	6	
ガーナ国アシャンティ地方での実験圃場及び農家圃場における在来資源を用いた試験の実施並びに試験で採取した土壌試料の化学分析	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年7月29日	ガーナ土壌研究所 (ガーナ国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,736,982	-	0人	当該機関は、ガーナ国科学工業研究委員会(CSIR)の傘下に属し、ガーナ中南部のアシャンティ州の州都クマンを拠点としたガーナ唯一の土壌科学を専門とする農業関連試験研究機関である。土壌生成物理学から土壌化学、肥沃度論、地域資源論、土壌微生物学に至る優秀な研究者を多く配置しているため選定した。	19	
水ポテンシャル測定装置	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年8月1日	日本環境計測(株) (福岡県福岡市東区高美台2-52-42)	会計規程第38条第2項別に定める場合においては、随意契約によることのできる契約事務取扱規程第27条第2項 再度の入札をしても落札者がいないとき	-	2,845,500	-	0人	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がいなかったため。	16	
ガーナ国北部地方での実験圃場及び農家圃場における在来資源を用いた試験の実施並びに農家の地域資源へのアクセス及び技術の受け入れ易さについての社会経済学的調査分析業務	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年8月2日	ガーナ開発研究大学 (ガーナ国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,732,762	-	0人	当該機関は、ガーナ北部のノーザン州の州都タマレを拠点とし、北部地方での研究教育活動の一つの中心となっている。農学部には優秀な教員及びスタッフを配置し、稲作関連の研究者も多く、本業務の実施にあたり十分な能力を有すると認められるため選定した。	19	

## 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
サトウキビ白葉病虫媒伝染リスク要因の解明	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年9月1日	コンケン大学農学部(タイ国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,664,000	-	0人	サトウキビ白葉病の病原体及び同病を媒介することが知られている媒介虫2種のうち、日本では媒介虫1種のみが分布している。当該機関は、同病の病原体及び媒介虫2種が分布している地域に研究所を有し、本業務の実施にあたり十分な能力を有すると認められるため選定した。	19	
トウモロコシ-小麦作付け体系における循環型有機資材投入技術の開発に関する調査	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年9月1日	中国農業科学院農業資源与農業区画研究所(中国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,800,000	-	0人	本業務の実施にあたっては、土壌栽培に関する専門知識を有する研究員の配置に加えて、現地の状況を熟知し、現地政府関係機関等との調整能力が不可欠である。当該機関は、前述の条件を全て満たすことから選定した。	19	

## 【記載要領】

- 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - 競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - 秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - 特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - その他、類型区分に分類できないものについては「19」